2020.8.20

大草

読書メモ

141.草野稔人「カント　永遠平和のために　悪を克服する哲学」NHK出版（2020.4）

**＜草野稔人「カント　永遠平和のために（悪を克服する哲学）」から＞**

本書は[フランス](https://ja.m.wikipedia.org/wiki/%E3%83%95%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%82%B9)と[プロイセン](https://ja.m.wikipedia.org/wiki/%E3%83%97%E3%83%AD%E3%82%A4%E3%82%BB%E3%83%B3)が[バーゼル平和条約](https://ja.m.wikipedia.org/wiki/%E3%83%90%E3%83%BC%E3%82%BC%E3%83%AB%E3%81%AE%E5%92%8C%E7%B4%84)を締結した1795年（カント71歳）に出版された。バーゼル平和条約は将来の[戦争](https://ja.m.wikipedia.org/wiki/%E6%88%A6%E4%BA%89)を防止することではなく、戦争の戦果を調整する一時的な[講和条約](https://ja.m.wikipedia.org/wiki/%E8%AC%9B%E5%92%8C%E6%9D%A1%E7%B4%84)に過ぎなかった。そこでカントが永遠平和の実現可能性を示す具体的な計画を示した。

このなかでカントの道徳哲学や政治哲学の核心が示されているといわれる。「永遠平和のために」という書物は理想主義者であるカントの理想を説いた書物であると誤解されることがある。この本で、カントは厳密かつ現実的な思考によって永遠平和の実現可能性を探求したといわれている。

**＜第一章　誤解されやすいカントと「永遠平和のために」＞**

（この本の全体構想）

第一章　国家間に永遠の平和をもたらすための6項目の予備条項

1.将来の戦争の原因を含む平和条約は、そもそも平和条約と見なしてはならない。

2.独立して存続している国は、その大小を問わず、継承、交換、売却、贈与等の方法で、他の国家の所有とされてはならない。

3.常備軍はいずれ全廃すべきである。

4.国家は対外的な紛争を理由に、国債を発行してはならない。

5.いかなる国も他国の体制や統治に、暴力を持って干渉してはならない。

6.いかなる国家も他の国との戦争において、将来の平和において相互の信頼を不可能にするような敵対行為をしてはならない。例えば暗殺者や毒殺者を利用すること、降伏条約を破棄すること、戦争の相手国での暴動を扇動することなどである。

第二章国家間における永遠平和のための確定条項

第一確定条項　：どの国の市民的な体制も、共和的なものであること

第二確定条項　：国際法は、自由な国家の連合に基礎をおくべきこと

第三確定条項　：世界市民法は、普遍的な歓待の条件に制限されるべきこと

第一追加条項　：永遠平和の保証について

第二追加条項　：永遠平和のための秘密条項

付録

1.永遠平和の観点から見た道徳と政治の不一致について

2.公法を成立させる条件という概念に基づいた道徳と政治の不一致について

（傭兵による常備軍と国民軍）

・カントが常備軍と呼んでいるのは傭兵による常備軍のことである。私たちは現在の常識からどうしても常備軍=国民軍とイメージしてしまいがち。当時の絶対王政時代のヨーロッパでは、王が傭兵を雇って戦うという戦争のスタイルが一般的であった。カントはそうした傭兵による軍隊と国民による軍隊と明確に区別している。

・カントは王が傭兵を雇って軍事力を保持・増強することには反対しているが、自国を守るために国民が自ら軍隊を組織することは認めている。

・カントはあくまでも権力者が傭兵を雇い「機械や道具として人間を使用する」ことを「全廃すべき」と主張しているのである。

（カントの国家観）

・カントは、戦争するのは軍隊だから、軍隊を廃止すれば平和が訪れるという単純な議論をしているのではない。カントは絶対王政の時代に、これからの時代が国民国家の時代になることを的確に捉えそれを前提として戦争を防止する可能性を探求している。

・カントは、現代の私たちにとって、現実に立脚して議論を組み立てている現実主義者である。

・カントが望ましい国家のあり方として提示しているのは、国民主権に基づく国家である。カントは、「国家は人間が集まって結成したもの」「民族に関するあらゆる法と権利の基礎となる根源的な契約」をしたものが国家であるという。カントの国家の捉え方は、必然的に植民地支配に対して批判的となる。

（カントの人間観・・・人間は邪悪）

・カントの人間観は、人間とは邪悪な存在であるというのが出発点である。カントは、「人間は戦争を好む傾向があり、人間に生まれつき備わっている特性のように思える」という。カントは、「人間は邪悪なものである」「人間のうちに悪の原理が潜むことを誰も否定することができない」と述べており、カント=道徳的な理想主義者というイメージは作られた虚像に過ぎない。

（人類の自然状態とは）

・カントは、人類の歴史を踏まえながら戦争は異常なもの、逸脱的なものではないという。人類の自然状態とはむしろ戦争状態であり、敵対行為の脅威が常に存在する状態である。だから平和状態は新たに創出すべきものであるという。カントの言う自然状態とは、法による統治が未だ確立していない状態という意味である。カントは、戦争は人間の本性と結びついているから、戦争に特別な理由を求めてもあまり意味がないという。

・重要なことは、どうしたら戦争を起こりにくくすることができるかということである。

**＜第二章　世界国家か、国家連合か＞**

カントは、戦争が起こりにくくなるような社会の仕組みとして、以下の3つの水準で議論を展開している。

1.国内的な政治体制の水準

2.国際法の水準

3.世界市民法の水準

（共和制について）

・カントにとって、国家の成立は人類社会に平和が実現される1つの段階に他ならない。戦争するのは国家だから戦争なくすためには国家をなくすべきだという発想もあるが、カントはその考えは感情に任せた謬論に過ぎないという。カントは、永遠平和のためにはあらゆる国家の政治体制は共和制でなくてはならないという。

・カントは、共和制を構成する条件として3つ挙げている。

①各人が社会の成員として、自由であるという原理が守られていること、

②社会の全ての成員が市民として唯一で共同の法に従属するという原則が守られること、③社会の全ての成員が国家の市民として平等であるという法則が守られることである。

・カントのいう「自由」は、「他人に迷惑をかけなければ何をしてもよい」という意味での自由ではない。「自分たちが従う法は自分たちで決めることができる」という自由のことを指す。

・カントは、共和制では、国民の同意を得なければ政府は戦争を行うことができない。戦争になれば国民自ら兵士として戦う必要が出てくるし、経費を負担しなければならない。これらの負担を考えると国民は戦争行うことに慎重になる。戦争になったときにその負担を強いられる国民自身が、戦争するかどうかを決定する政治体制が必要であり、それを実現するのは共和制であるという。だから平和の実現のためには共和制が望ましいという。

(共和制と民主制の違い)

・カントは、共和制は民主制と混同されることが多いがこれは別物であるという。カントによれば、国家の形式を区別するには2つの方法がある。1つは支配の形式から区別する方法、もう一つは統治の形式から区別する方法である。

・支配の形式から区別すると、支配する権力を握っているのが1人なら君主制、複数なら貴族制、市民社会を構成する全ての人なら民主制に区別される。

・統治の形式では、立法権と行政権の関係によって国家の形式が区別される。カントは、立法権と行政権が分離されているのが共和制、分離されてないのが専制だという。見逃せないのは、ドイツでも日本でも、第二次世界大戦に至る過程で立法と行政の区別がなくなっていったということである。ドイツでは、全権委任法が成立しヒトラー政権に権力が集中した。日本では国家総動員体制が敷かれることで立法は行政府と軍部に吸収された。

（世界国家と国家の連合）

・カントは、永遠平和の実現をめざす国際法は、世界国家に基礎を置くべきではなく、それぞれが独立した国家の連合に基礎を置くべきであるとしている。

・それぞれ国家として独立している諸民族は、自然状態にある諸個人と同じような状態にあることが述べられている。

・カントは、たくさんの民族が世界国家へ統合されるようなことになれば、そこには支配する民族と支配される民族という分割が不可避的に生じるのではないかという懸念を示す。そうなると世界国家といえば聞こえは良いが、実際にはそれは帝国主義や植民地支配と変わらなくなってしまう。このためカントは世界国家に反対するのである。

・カントによれば、世界国家を作るべきと言うアイデアは素晴らしい解決策であるように見えるが、諸民族がそれぞれ独立した国家を持つ状況のなかで、いかに法の支配を実現していくかというのが問題である。世界国家のアイデアは、諸国家が併存する状況のなかでの法の支配という問題の前提を消しており問題の解決になっていない。

・平和を実現するためには国家も国境もなくして世界国家を実現すべきだ、という「コスモポリタン」的な考えを持つ知識人は少なくない。しかしカントはそうした考えを全面的に否定する。カントからすれば、そうした考えは善意の下に大きな抑圧が隠されていることに気がついていないという。国家にとっては、自ら決定した自国の法に従う必然性をあっても、他国の法や国際法をしたがう必然性は全くない。それどころか他国の法や国際法に従うことは、たとえその他の国が世界国家であっても自国の法や主権を裏切ることにさえなりかねないためである。

・カントは、自らの国家を解体して世界国家に参入するかと問われればどの国家も主権を手放してまで参入するつもりはないと断るに違いないという。これに対し、国際的な連合という形であればどんな小さな国であっても主権国家と見てもらえれば自立した発言権を持つことができるため強国の論理に飲み込まれずにすむ。世界国家の理念に比べて国際的な連合の方がはるかに実現可能性が高い。

・国際連盟も国際連合もいずれもカントが構想した世界平和を参考にして作られた。が、どちらも世界平和に向かう途上のものだと理解されなくてはならない。

・カントは、この国際的な連合の理念は永遠の平和が実現されるようにあるべき実現可能性を持っていると考えている。なぜなら、すべての国は少なくとも法・権利の概念に敬意を表明しているが、これは人間のうちに偉大な道徳的な素質があることを示すものであり、これが人間のうちに潜む悪の原理を克服できることが期待できることを告げるものであるという。

（世界市民法）

・カントは、国内法と国際法（国と国との関係を規定する法）のほかに人々の権利の保護を対象とする普遍的な世界市民法が必要という。そして、この世界市民法は、世界の全ての人たちが歓待を受けることを前提としているという。歓待とは、他国に行ったときに「敵として扱われない権利」のことをいう。あくまでも法によって保護されるべき1つの権利として位置づけている。この権利には、「客人の権利」(移民が無条件に受け入れられる権利）は含まれない。

**＜第三章　人間の悪こそ平和の条件である＞**

・カントは、永遠平和を保証するのは、自然の摂理などというときの自然に近い自然が永遠平和を保証するといっている。

・カントは、第二追加条項を秘密条項としたのは、哲学者に助言を求めることで自由な議論をすることが重要だとしており、このことを保証するため秘密条項とした。秘密とすることで国家の威厳も保たれることになるという。

・人間は、道徳的に悪い人間ほど、自分の利益と保身を最優先に考える。そうした邪悪な人間にとって最も都合が良いのは他の人たちがすべて法に従い、自分だけが法の適用を免れると言う状況である。しかしあらゆる人が同じことを考えると、自分だけは法に従わなくて済むと言うことが起こりえなくなってしまう。このことは、人間の悪こそ平和の条件を整えるものであるということができる。

**＜第四章　カントがめざしたもの＞**

・カントは、永遠平和が実現されるためには道徳と政治が一致しなくてはならないという。それも政治が道徳に服するという形での一致でなくてはならない。カントは、政治が高い道徳意識を獲得すれば永遠平和が実現されるといったことを主張しているわけではない。

・カントは、諸国家のあいだに法の支配が確立されることが永遠平和への道だと考えた。各国家が他国との係争を暴力によってではなく共通の法によって解決されることで、平和はより確固たるものになっていくと考えた。（法治国家の考えからすれば当たり前のことであるが、200年前では先見の明があったというべき）

・道徳と政治の一致が永遠平和につながるのは、その一致が法による政治の制約を可能にするからである。言い換えると道徳と政治の一致を通じて「公法の状態」が国際社会に確立されるからである。

（カントの構想）

戦争の防止だけを目的として諸国家が連合することが、諸国家の自由を妨げることのない唯一の法的な状態である。永遠平和を実現するためのカントの構想は、以下の三つに整理できる。

・世界国家は諸国家の自由を妨げるため、永遠平和とは対極にあること

・諸国家の自由を妨げることのない諸国家の連合こそが、諸国家のあいだに「法的な状態」を確立するのにふさわしいものであること

・この諸国家の連合は、法の原理のもとで可能になるのであり、その法の原理を通じて政治と道徳も合致すること

・上記の構想のなかでの注意点を一つ以下に記す。道徳と政治が一致するためには、諸国家の連合としての「法的な状態」が必要とカントはいう。つまり、道徳と政治の一致があたかも「法的な状態」の結果であるかのように書かれている。しかし、「法的な状態が確立された結果、道徳と政治とが一致する」というような因果関係があるわけではない。両者は相関的な関係として理解し、国際社会における「法的な状態」の確立は、道徳と政治の一致として考えられるということである。

（カントにおける道徳概念）

・カントの道徳の原理を探っていけば、法が政治を制約することを可能にする根拠が見いだせると考えた（147頁）。永遠平和にむけたカントの構想は、カント自身の道徳哲学が法の理念を基礎づけることで成り立っている。

・（カントのいう）道徳とは、無条件に従うべき命令を示した諸法則の総体であり、すでにそれだけで客観的な意味における実践であり、人間はこれらの諸法則に従って行動すべきなのである。

・「暴漢から友人を助けるために嘘をつくことは許されるか？」これに対して、カントは嘘を言ってはならないという。「嘘をついてはならない」という道徳を正当に評価するには、比較の対象の条件を同じにする必要がある。

・「嘘をついた結果、助かる」と「本当のことをいった結果、殺される」とは、条件（ここでは、助かると殺されるという結果）が違うものを較べている。これはよくないという。「嘘をついた結果、殺される」と「本当のことをいった結果、殺される」とは、条件が同じだから較べることができるという。この場合、私たちは、どちらの方により罪悪感を抱くか？草野稔人は、当然、「嘘をついた場合」であるという。こちらのほうが、自分の作為がより強く作用しているから。（という）なぜなら、友人が自分の行為の結果で助かるのか、殺されるのか全く分からない（無条件的な）なかで、判断しなければならない。

だから、嘘をついてはならないのである。

【私はこの理屈が全く理解できない。私は本当のことを言う方により罪悪感を持つ。行為の目的が忘れられているのではないか。】

（道徳の形式から出発すべき）

・理性の内容的な原理は、意志の任意の対象としての目的を重視するものであり、理性の形式的な原理は、目的のもつ内容そのものは問わずに外的な関係における自由にだけに依拠して、「汝の主観的な原則が普遍的な法則となることを求める意志にしたがって行動せよ」と命じるのである。この形式的な原理は法原理として、無条件的な必然性を備えているからこの形式的な原理を優先する必要がある。

・カントは、道徳の内容から出発する限り、実践哲学は暴漢から友人を助けるためにといって目的に振り回されてしまい、道徳について正しく考察することができなくなってしまうという。この弊害を避けるために、実践哲学は道徳の形式から出発しなくてはならないとカントは主張している。

・道徳の「形式的な原理」は次のように説明されている。「汝の主観的な原則が普遍的な法則となることを求める意志に従って行動せよ」と。これを別の表現にすると、誰がやっても問題ないと思えることだけを行えとなる。これは「普遍化可能性」とでも言うべきものであり「自分だけでなく誰がやっても問題ないといえるかどうか」という判定基準に適合することだけやるということである。カントはこうした道徳の「普遍化可能性」を極めて重視した。カントが道徳を無条件に従うべき命令だと述べるのもそのためである。道徳はどのような条件のもとであれ自分だけでなく誰がやっても問題ないといえることだけを行えと命じる。形式的な原理は、「誰もが従わなくてはならない法こそ正しい法である」という普遍化への要請を必然的に伴う。

(法に制約されてしまうという必然性）

法による政治の制約が可能になるのは、こうした法の形式的な原理による。この形式的な法の原理こそ、永遠平和が実現されうる現実的な根拠としてカントが考えるものである。

（まとめ）

カントは、人間の本質を邪悪なものと捉え、形式のもつ力よってしかその邪悪さを克服できないと考えた。カントの平和論は非人間的で冷徹なものに映るかもしれない。しかしどれほど美しくてもナイーブな理想論が平和を構築するためにいかに無力だったかということは人類の歴史が示している。平和を少しでも確たるものにするためには、理想論を超えた哲学が必要であるという。

・カントは、正しさを追求する道徳の形式的な原理によって、つまり正しさの普遍化作用によって、法もまた政治を制約することが可能と説く。

・カントは、法の公開性は法が成り立つためのそもそもの条件であるという。また、法の正義は公的に主張できものである必要があり、法は普遍化可能性を持たねばならないという。

**＜この本を読み終わった後の感想＞**

①カントの説く「永遠平和のために」必要とされる条件には説得力があると思う。

②一方で、「暴漢から友人を救うために嘘をつくことが許されない」と説くカントの考え方が理解できない。別の価値観があると思う。目的を考えれば、嘘も方便で当然許されるべきではないか。カントは、道徳の正しさは、誰がやっても問題がないといえる「普遍可能性」がなければならないと説くが、「本当のことをいうこと」はその「普遍可能性」がないのではないか。少なくとも私は「本当のことをいうこと」に反対である。

③永遠平和などあり得ない。戦争を減らすためにいくら良い仕組みができても、運用するのが未熟な人間である限り、戦争はなくならないと思う。

④世界国家ができるとよさそうに思う。拘束力のない国際連合ではなく、拘束力・罰則も課すことのできる世界国家のほうが手段として優れていると思う。

⑤人類は未熟で愚かな生物・動物であると痛感した。

**＜意見交換のテーマ＞**

①「暴漢から友人を助けるために嘘をつくことは許されるか？」

②　永遠平和についてどう考えるか？

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上